

## 京都市すまいの事業者選定支援制度審査会設置運営要領

### (目的)

第1条 この要領は、京都市すまいの事業者選定支援制度実施要綱（以下「要綱」という。）第12条に規定する京都市すまいの事業者選定支援制度審査会（以下「審査会」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

### (組織の構成)

第2条 審査会は、次の各号に掲げる職にある者をもって組織する。

- (1) 都市計画局まち再生・創造推進室京町家保全継承課長
- (2) 都市計画局建築指導部建築安全推進課長
- (3) 都市計画局住宅室住宅政策課企画担当課長
- (4) 都市計画局住宅室住宅政策課空き家対策担当課長

### (会長)

第3条 審査会に会長を置く。

- (1) 会長は、都市計画局住宅室住宅政策課企画担当課長とする。
- (2) 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- (3) 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

### (審査会の招集及び議事)

第4条 審査会は、会長が招集する。ただし、会長及びその職務を代理する者が在任しないときの審査会は、市長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 審査会には、会長が必要であると認めるときには、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。
- 6 審査会は、必要に応じて書面により開催することができる。この場合の議事は、在任している委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (事務局)

第5条 審査会の事務局は、都市計画局住宅室住宅政策課に置く。

(審査会に関する捕則)

第6条 この要領に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則（令和4年9月9日 都市計画局住宅室技術担当部長決定）

この要領は、令和4年9月9日から施行する。

附則（令和6年2月15日 都市計画局住宅室技術担当部長決定）

この要領は、令和6年2月15日から施行する。